保育所保育指針の「養護」概念の考察(2)

一平成2(1990)年「保育所保育指針」に焦点を当てて一

石川 昭義

仁愛大学人間生活学部

A Consideration on the Concept of Term "Care" Used in the Guidelines for Nursery Care and Education at Day Nurseries (2):

Focusing on "Guidelines for Nursery Care and Education at Day Nurseries (1990)"

Akiyoshi ISHIKAWA

Faculty of Human Life, Jin-ai University

昭和 40 (1965) 年に初めて出された「保育所保育指針」は、平成 2 (1990) 年に 25 年ぶりに 改訂された、保育所保育の特性を表現する「養護と教育の一体」は継承され、ここでの「養護」概念は、昭和 40 (1965) 年「保育所保育指針」と基本的に同じものであった。しかし、「養護」概念は、当時の低年齢児の保育ニーズの増大、先行していた幼稚園教育要領の改訂の動き等から、保育所の独自性を打ち出すという脈絡の中に置かれ、新しい「保育所保育指針」においては、養護に関わる目標の明確化、保育の内容での「基礎的事項」の新設等、「養護」の位置付けを相対的に大きくさせることとなった。

また、「家庭養育の補完」と「受容」という言葉が、「養護」概念と併せて初めて使われ、当時の育児観の変容という時代状況を背景に、児童福祉の理念から保育所の役割を再確認するための鍵概念になった。こうした「養護」の意義の強調は、「養護と教育の一体」という保育所の機能を一身に具現する保育者(保母)に、思いやりや温かい姿勢を求めることとなり、特に母親代わりとしての役割を求める論調となった。このことは、従来の家庭での養育や母子関係を重視してきた社会的風潮から、保育者も情緒の安定にとって心理的拠点を形成する重要な人であり、保育所の必要悪論を乗り越えようとするものだと評価する見方も出され、保育所を通した子どもの生活の回復という期待も込められた。

キーワード: 平成2 (1990) 年,保育所保育指針,養護,家庭養育の補完,受容

はじめに-研究の目的と方法

昭和 40 (1965) 年にわが国最初の「保育所保育指針」(以下,「昭和 40 年「指針」」という.) が通知された際の,「養護と教育の一体」という表現における「養護」概念について,筆者は先にその考察をまとめた (1). その理由は,今日でも保育所保育の特性として表現される「養護と教育の一体」の意味と歴史的経緯を明らかにすることは,保育所の役割や保育者の責務を説明

するうえで欠かせないと考えたからであり、保育所に おける「養護」という言葉づかいが幼稚園にはない独 自性を有していると考えたからである.

平成2 (1990) 年3月,「指針」は25年ぶりに改訂された(以下,「平成2年「指針」」という。). 本稿は,「養護」概念の考察の第2報にあたり,平成2 (1990)年の改訂に際して,「養護」概念はどのように説明されたのか、従前の概念からの変化があったのかどうか

について考察しつつ、わが国の保育及び保育者に対する考え方を歴史的に振り返ることを目的とするものである.

筆者は、かつて日本保育学会で「保育所保育指針における「養護」概念をめぐる考察」と題するポスター発表を行い⁽²⁾、平成2年「指針」における「養護」概念の考察を試みたが、本稿では、さらに、改訂に関わった、中央児童福祉審議会保育対策部会保育所保育指針検討小委員会(以下、「小委員会」という。)の委員の著書、平成2年「指針」の解説書、保育関係者の論稿等を通して新たに考察する。

また、令和5年6月19日(月)に、当時の小委員会委員(審議協力者)であった、増田まゆみ氏(現在、湘南ケアアンドエデュケーション研究所所長)のヒアリングを行い、当時の会議資料を参照しながら委員会の様子について聴き取りを行った。本稿ではそれらの内容も交えて考察を行うこととする。

1 平成2年改訂「保育所保育指針」における保育の 内容

最初に、平成2年「指針」ではどのように保育の内容がまとめられたのか、その概要をまとめておきたい.

「指針」の第1章総則の「2 保育の内容構成の基本方針」では、保育の内容のねらいと内容について説明があり、第2章子どもの発達に続いて、保育の内容の年齢区分については、6か月未満児、6か月から1歳3か月未満児、1歳3か月から2歳未満児、2歳児から6歳までは1年ごとに設定し、8つの年齢区分それぞれのねらいと内容が第3章から第10章に示された。

ここでは、当時の『保育所保育指針解説』(チャイルド本社、1990年) にしたがい、保育のねらいと内容について、養護に関係する部分を以下にまとめておきたい.

・「ねらい」は、第1章総則に記された「保育の原理」の6つの目標を具体化したものである。6つの目標は、養護と教育の2種類の目標から構成されているので、必然的に、これを各年齢別に具体化した「ねらい」は、養護と教育のねらいから構成されている。(ここでいう養護の目標とは、「アーナ分に養護のゆきとどいた

環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること」である.)

- ・「子どもが保育所において安定した生活と充実した活動ができるようにするために、『保母が行わなければならない事項』」が、第3章から第10章の各年齢別に示す養護のねらいの定義である。
- ・児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする保育所での保育は、子どもたちが、まず安心して保育所で生活できることによって、保母との信頼関係を築き、その結果、活発に活動できるようにさせることが最も大切なことである.
- ・養護とは、「保母が行わなければならない事項」、すなわち保母の活動である。個々の子どもの欲求を十分満たし、生命を保持し、情緒の安定を図るなどとして保母の側から示されている。
- ・「内容」は、「ねらい」を達成するための内容として、 保育の内容も養護と教育の2種類で示された.
- ・養護のねらいを達成するための内容は、家庭養育を補完するという保育所保育の特性である子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項であり、保母が状況に応じて適切に行う事項として、0歳児から6歳児まですべての年齢で基礎的な事項として示し、特に $3\sim6$ 歳児では、特に[基礎的事項]で示している.

このように、養護に係る保育の目標を「ア」で示し、そこで「生命の保持と情緒の安定」という言葉を初めて用いた。そして、その目標から演繹する形で、養護に係るねらいと内容を各年齢区分に書き入れ、特に3~6歳児の「内容」と「配慮事項」では、[基礎的事項]と見出しを付けて示した。養護は、「保母が行わなければならない事項」、すなわち保母の活動であることを明記したのである。

『保育所保育指針解説』では次のように述べられて いる.

「保育所保育の対象児は、生活の基盤を家庭におくものの、その生活時間の大半を保育所で過ごさざるを得ない保育に欠ける児童であり、この保育に欠ける、つまり家庭での養育される生活を欠く児童である.したがって、まず児童福祉施設としての保育所が対応すべきことは、…子どもの安定した生活の保障、援助、

つまり養護であるとするのである.これがすべての年齢で基礎的な事項として示した理由である.そこでこの保育所での養護,生命の保持,すべての欲求の充足による情緒の安定は,幼稚園のような学校教育という枠内での養護,つまり教育対象が小学生に比べて年少だから養護を必要とするという意味のみでの養護ではないし,また,乳児院や養護施設での養護の概念とも異なる保育所独自の養護の概念である.」(3)

保育所における養護の意味づけは、幼稚園との性格 の違い、すなわち、保育所の児童福祉施設としての性 格付けを明らかにするとともに、自らの独自性を強調 するものであったのである。

2 「養護」を強調することになった背景

(1) 児童福祉の立場と幼児教育の立場の二刀流

昭和 40 年「指針」の作成のときから問題になっていた、家庭保育の重視という考え方はその後も依然として強く残っていたと思われる. 以下は、昭和 40 年代に中央児童福祉審議会が出した意見等の抜粋である.

●「当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申」 昭和 43 年 12 月 20 日 中央児童福祉審議会

「とくに3カ月未満の乳児を保育所で受託することは、原則として避けるべきであると思われる。また、乳児の発達と人間関係の理論から考えると、両親と乳児との関係、とくに母子関係は極めて具体的、継続的である必要がある。すなわち、長時間にわたる母子分離は、その関係の発展を希薄にする危険性を有し、そのために、乳児の情緒的発達を阻害することも憂慮されるので、保育所における乳児の保育時間は、極力短時間にとどめるべきであり、乳児を持つ婦人の労働のあり方については、児童福祉の立場からも考慮される必要がある.」(4)

●「当面推進すべき児童福祉対策について(中間答申)」 昭和 48 年 11 月 17 日 中央児童福祉審議会

「保育需要の多様化の中で特に乳児保育に対する社会的要請は、近来ますます増大しつつあるが、乳児にとっては、その両親による家庭保育が最も望ましいという原則をこの際改めて確認する必要がある. とりわけ最近のように子どもの出生を欲しない風潮、育児に対する意欲と努力を放棄する親が増加しつつある社会

情勢の中においては、特に乳児期における心身の健全な発達に不可欠な問題と子どもとの関係、母子の安定した人間関係の継続性を保障する家庭保育の重要性は、この際、改めて強調されなければならない.」(5)

●「「保育」と「教育」はどうあるべきか」昭和 46 年 6 月 10 日 中央児童福祉審議会保育対策特別部会

「もとより幼児の人間形成の第一義的な場は家庭であるが、保育施設もまた家庭に代わって幼児を育成する重要な役割を果たしていることはいうまでもない.したがって、保育施設における保育のあり方は、幼児期の人間形成にとって重要な意義をもっているといわなければならない.

児童福祉の立場から幼児の人間形成に関する理念とその実現の方途を明らかにするという基本問題を踏まえつつ、保育への要望の高まりと幼児教育の重要性への認識の深まりという二つの流れのなかに立って、幼児の保育と教育はいかにあるべきかを究明し、そのあるべき姿を確立することこそ、今日の緊急の課題であると考えるものである.」(6)

●「今後推進すべき児童福祉対策について」昭和 49 年 11 月 28 日 中央児童福祉審議会

「家庭外での保育には、家庭での保育では充足し得ない意義と役割があり、その特徴とする集団活動への参加が可能な年齢に達した幼児に対して、できるだけその機会を与えるようにすることは、その健全な人格形成のために望ましいことはいうまでもない.この点を十分に認識し、その認識に立って、家庭での保育と家庭外での保育の意義と役割を社会の変動に対応しつつどのようにとらえ、また連携させていけばよいかを、総合的に究明していかなければならない.」(7)

このように見ると、とりわけ当時要請が高まりつつあった乳児保育については、まだ慎重な立場であり、児童福祉の立場からはむしろ、乳児を持つ婦人の労働のあり方を考えるべきという立場でもあった。ただ、中央児童福祉審議会は、幼児教育との両立を視野に入れていたと思われる。昭和46年6月11日に出された中央教育審議会の答申、いわゆる「46答申」に対する保育所側の対抗意識もあったと思われる。

家庭で行われる保育は家庭外での保育では代替することができない固有の価値があり、とりわけ年齢が

低いほど大きい比重があるとしつつも、現実は既婚女性の就労の増加によって保育ニーズの高まりが生じている。平成2年の「指針」改訂は、やがてこうした「社会の変動」への対応に位置づくことになるのである。

時代が進み、こうした家庭保育重視の考え方を残しながら、児童福祉の立場と幼児教育の立場の二刀流を示したものは、臨時教育審議会による「教育改革に関する第三次答申」(昭和62年4月1日)である。

「人間にとって家庭は最初の生活の場であり、とくに 乳幼児期は人間形成にとって極めて重要な時期である.

乳児期の子どもの豊かな心や母親の母性を育むため、乳児の保育は可能な限り、家庭において行われることが望ましく、父親の積極的な育児参加と円滑な母子相互作用などを通じて乳幼児とそれを取り巻く人との間に基本的な信頼関係を確立することが重要である.

さらに、就学前の幼児期の子どもに対しては、家庭での生活を基盤としながら、家庭だけでは得がたい、生活体験や遊びを中心とする集団生活体験の場を与え、そのことを通じて信頼感・満足感、さらには自立心・社会性の基礎、基本的な生活習慣を養うとともに、身体諸機能の調和ある発達を図ることが重要である.]

臨時教育審議会の結論としては、幼稚園・保育所は その目的・機能は異なるが、幼児教育において重要な 役割を果たしており、幼児教育を奨励し、就園希望、 保育ニーズに適切に対応できるよう、基本的にはそれ ぞれの制度の中でその整備・充実を図る必要があると し、「3~6歳児については、両者の教育内容はそれ らの保育形態などにより相違はあるとしても、幼児教 育の観点から、両者の特性、地域の実情を踏まえつつ、 共通的なものにすることが望まれる」⁽⁸⁾ としたので ある.

乳児保育を典型とする、女性の就労の増加に合わせた保育ニーズへの対応という課題は、幼児教育への関心の高まりと相まって、家庭保育の重視という従来の考え方を少しずつ変容させつつあったのではないか、そのことは、児童福祉の理念をきちんと維持しつつ、子どもの健全な成長を保障する体制を整えるという考え方であり、平成2年「指針」で初めて用いられた「家庭養育の補完」という表現にもつながったと考えられるのである。

(2) 改定に向けた動き一保育所の独自性を打ち出す

厚生省は、昭和 62 年に「22 年ぶり保育所指針見直し」と題して記事を発表している⁽⁹⁾. 記事では、見直しのねらいは、婦人就労の増加など社会情勢の変化で保育ニーズが多様化していることや、文部省で幼稚園教育要領の改正作業を進めていることなどを踏まえ、保育の質をより向上させることだとしている.

この時点で、すでに見直しのポイントが2点示されていた。一つは保育内容を示す年齢区分のうち0歳から2歳までについて、現行の2区分を細分化すること、もう一つは「年齢層が幼稚園と重なる四~六歳の保育内容で、これまであいまいだった「養護」の対応を明確にし、保育所としての特色を出す」(10)ことである。

記事には、4~6歳児の保育の内容は幼稚園とほぼ同じであるが、「養護」は保育所保育の独自の領域ながら、これまで具体的にどのような対応をすればいいかは明確でなかったと書かれており、「養護」を打ち出すことで保育所の特色を出そうというねらいがすでに意識されていたと考えられる。

この点について、小委員会の委員であった岡田正章は、次のように述べている.

「保育所における保育の独自性として位置づけられた養護の内容が、必ずしも共通理解を得ることができなかったのではないかとの反省がありました.この反省にもとづいて、養護の在り方につき新指針は共通に理解でき、実践を実りあるものとするようその充実が図られました.」(11)

小委員会の副委員長であった高城義太郎は、日本保育協会主催の「第8回保育を高める研究集会」(平成元年5月23日~25日)で講演を行っている。その講演記録によれば、審議会で最初に問題となったのは保育所保育の基本を据えることであったとして、次のように述べている (12).

「保育に欠ける乳幼児に対して、家庭養育の一部の代行、また、補完などの支援を行うとともに、乳幼児期が生涯における人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にあるだけに、心身の順調な発達が助長されるように適切な援助を行うことをまず基本に据える必要がある」。そして、「生活時間の大半を保育所で過ごす乳幼児に、適切な環境を与えて、生命、身体の安全が保

持され個々の子どもの欲求が満たされて情緒が安定し、子ども達が信頼感、安定感を得て十分活動できるようにしてあげる(広い意味での養護の働き)とともに、心身の諸機能を開発しながら健全で調和のとれた発達を促し、子ども一人ひとりがいきいきとして、自己発揮できるようにすること。欲求充足の視点で言えば、子ども達の自尊欲求・自己実現の欲求をも満たしてあげる(広い意味での教育の働き)ことである。そして、保育は、これら広義の養護と教育の機能を不可分離に常に一体的に機能する、ここに保育所保育の特性があると考える。」(13)

保育所保育の基本を据えるということは、児童福祉 の理念を再確認することと同義であり、そこに保育所 独自の「養護」概念が位置づけられていったのである.

(3) 「養護」の強調―成田錠―の見解

この「第8回保育を高める研究集会」では、「保育 所保育指針はどうかわるか」をテーマにシンポジウム が行われている。シンポジストは、小委員会の委員で ある、石井哲夫、平山宗宏、成田錠一の3人と幼稚 園教育要領の改訂に携わった高杉自子(元文部省幼稚 園課教科調査官)であった。

注目したいのは成田錠一の発言である.

「この指針を改訂していこうという話が出た時に, 一番最初に新聞で報道された部分を覚えておられる方 があると思いますけども、あの時には、養護の充実を 考え直すんだということと, もう一点が, 三歳未満を 含めて、乳児の部分をもう少し強化するんだ、この二 点が改訂の作業に入る前のところで報道された中身だ ったような気がします.しかし、去年ぐらいから、教 育要領の中身のほうがどんどん先へ行くものですか ら, それに引きずられてしまって, 肝心の最初にやろ うとしていた, いったい何のために指針を改訂するん だということが、だんだん薄らいでいったような状況 がしばらく続いたんです. 簡単な言い方をすれば、保 育所保育指針と幼稚園教育要領とは、どこが違うんだ という、違わないとおかしいんだと思いますが、その へんのところが、だんだん論議のなかでぼけてくる. つまり幼稚園教育要領との整合性という言葉が、どん どん入ってきますと、やっぱりこっち側の中身をどう やってという論議になってしまうんです. いわゆる養護と教育という言葉を使わせていただけるなら, 教育という面については, 幼稚園教育要領の考え方に賛成です. ですから, そういう考え方はいちおういいんですけれども, 次のもう一つの部分, つまり保育所として独自の部分は,何だということになってきます.」(14) 成田はこの発言のすぐあと,「「保育」と「教育」はどうあるべきか」(昭和46年)に言及している. それは,子どもの生命の尊重及び保護ということがこの中間報告に出されていたからである. 該当する部分はおそらくここだろう.

「「人間の福祉」とは、生命の保持と発展に対する願望が可分に充足されること、また、それによって、さらにより高次の価値を追求することに生命の充足や人生の意義を感じうるような生存状況であるとするならば、幼児の福祉とは、彼らの生命や身体の安全が守られ、精神的および物質的必要が満たされて、さらに彼らが内に秘めている計りしれない未来への可能性を開発し、発展させるために必要な健全な成長の諸条件が整えられている状況を意味するといってよいであろう。」

成田の気持ちには「46 答申」への対抗意識があったのかもしれないが、議論が幼稚園教育要領との整合に引っ張られる傾向に対して、「人間の福祉」「幼児の福祉」をもって対抗したようにも受け取れる.

成田の発言を受けて、石井哲夫は「今成田先生がこ れほど養護という言葉にこだわっておられますのは、 実は社会福祉の専門性を問われているからだと考えて いるからであります」(15)と述べている. 石井の問題 の捉え方は,「今まで大事だとされてきた家庭の役割 なり、その内容が十分保育所で満たされているのか」 というもので、夜間保育や長時間保育を受けなければ ならない社会の現実において、保育所の役割や専門性 を強調すべきだという考えだったと思われる. そこに は昭和50年代中頃から深刻な社会問題となっていた ベビーホテル問題も視野に入っていたであろう. 別の 著書でも,石井は,「急増する離婚・家庭崩壊,さら に家庭を支える地域・親戚・縁者の類がその勢力を失 い、人間関係が非常に希薄になってきている状況の中 で、子ども達はいろいろな問題をかかえて幼稚園や保 育所に入ってくる」(16) と子どもの育つ社会の変容ぶ

りを指摘している.

そして、「社会福祉とか児童福祉という言葉から遠ざかっていた保育所をもう一度それらの施設として位置づけていく、児童福祉法に基づいた保育所の立場を明確にしていくということが基本にあって、そこではじめて保育における教育と養護の一体化の意味が明らかにされてくるのではないかと思うのです。養護とは、子どもが生命を維持し、発展させていく際に、大人がどのような配慮をしたらよいのか、子どもにだけ視点を当てるのではなくて、子どもをとりまく状況、つまり保育所が存在している地域、保育所に子どもを通わせている家庭同士の交流、あるいは保育所に子どもを任せている家庭内の生活などにまで視野をひろげて考えていかなければなりません」(17)と述べており、石井は、「養護」の営みを時代状況の中で捉えようとしていたといえよう.

成田によれば、検討過程では、保育所保育における 養護機能の位置づけを一層確かなものにするにあたっ て、家庭での主に母親による養育の中身は何だったの かを、これまでの実践の内容を徹底的に拾い出すこと で捉えようとしたようである.しかし、「結果目新しい ことではなかった.大切にすること、病気や事故から 子どもを守ること、栄養に気をつけ食べさせること、ぐ っすり眠らせること、衣服や寝具の調節をしてやること、 あやし一緒になって遊んでやることなどである」(18).

確かに、目新しいものではなかったであろうが、成田は、こうした保育所保育における養護機能を「子どもが望ましい成長・発達のために、どうしても大人の存在を必要とする成長・発達の基盤(子どもの方からは基礎的生活)」として、その積極的役割を捉えようとした。それは、家庭生活(母親により養育される生活)は「ひとりの人間としての存在感を確かなものとしていく生活」なのであり、そうした生活を欠くことに対して、保護者に代わって保育所が保育する内容を養護の内容と考えたからである(19)。

こうした成田の見解に対して、諏訪きぬは次のよう に批評していた.

「おとなの支えなしに三歳未満児が生きていけない ことは常識に近いものだから,成田氏の見解にも素直 にうなずけるのだが、問題は、乳幼児は幼いがゆえに 「養護・世話」を必要とするという幼稚園・保育所に 共通する「養護」の視点を注意深く避けて、保育に欠ける乳幼児を対象に、親代わりをする保護者のあり方として「養護」活動を強調し、そこに保育所保育の独自性を見い出そうとする発想である.」としたうえで、「保育所保育における「教育」の行き過ぎを改め、「養護」の失地回復を図ろうとする今回の指針改訂が、保育観や発達観をどのように変え、保育所保育の向上にどのように寄与するのだろうか.」(20) と投げかけた.(筆者注:文脈上「保育者」の誤植と考えられる)

成田は、保育所の子どもが小学生に比べて、あるいは、3歳未満児は3歳以上児と比べて年齢が低いという理由だけではなく、家庭での大人による養育に欠けるという観点から養護の内容をカバーする重要性を主張していた⁽²¹⁾.また、昭和60 (1985)年の時点で、幼児の教育における「養護」機能の重要性を指摘していた。すなわち、「養護」と「教育」をめぐり、幼稚園、保育所の保育に占める割合論的な「養護」の捉え方を批判し、幼稚園とは別個に保育所独自の保育理論が確立されねばならないと述べていた。それは、子どもの福祉施設としての保育所保育の理論化の必要性であり、大人によって子どもが大事にされる、その保護、養護機能を、子どもの「豊かな人間性」、「望ましい未来」をつくり出すための基礎として積極的に位置づけようとする思いがあったのである⁽²²⁾.

保育所における教育の役割については、先行していた幼稚園教育要領の考え方に同調する考え方であったのに対し、「養護」概念は、その幼稚園教育要領との違いを明確にすること、並びに当時の社会における家庭や地域の子育て機能の低下という課題意識を背景に、児童福祉施設の役割を再確認する文脈にはめ込まれたといえる。それは「常識」を強調することで、子どもの生活のあり方を問い直すことだったのである。

こうした保育所の独自性を明確にし、養護の位置付けを積極的に評価しようという意図が、改訂における養護の目標の明確化、養護に関わるねらいや「基礎的事項」の表記につながったことは容易に察しがつく、そのことは成田の次の発言に象徴されていた。

「今回の改訂でいちばんポイントだと思ったのはま ぎれもなく養護です.今度の「指針」では養護の概念 をある程度整理できた.それが一つの大きな意味では、果した役目ではないかと思います. つまりさっき専門官 (杤尾勲) が言ったように、簡単に言ってしまえば生命の保持とか情緒の安定の概念で養護という概念を整理しきれたということは、やはり養護と教育のモヤモヤしている部分をある程度整理できたというふうな気がします.] (23)

3 平成2年「指針」の「養護」概念の周縁

(1) 家庭養育の補完

平成2年「指針」では、第1章総則の書き出しにおいて、「保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある.」と書かれ、昭和40年「指針」では使われなかった「家庭養育の補完」という表現が使われた.

小委員会は、「保育所保育指針検討小委員会の検討 状況について」(昭和63年10月1日)において、次 のように「改訂の基本的考え方」の一つに掲げていた.

2. 改訂の基本的考え方

(1) 保育所保育の理念

保育所保育の理念は、保育に欠ける乳幼児に対して、親の子どもに対する養育の補完を行うというものにとどまらず、乳幼児期が生涯にわたる身体的、精神的、社会的発達の基礎を培う極めて重要な時期になり、かつ、保育所は乳幼児がその生活時間の大半を過ごすところであるという視点に立って、家庭や地域社会と十分な連携をとって、情緒の安定した生活の場を与えるとともに、より良い人間的な発達を図るところにある.

「指針」の本文は、ここを踏まえたものであり、「補完」という言葉が使われたのである.

高城義太郎は『保育所保育指針解説』(チャイルド本社, 1990年)で次のように解説している.

「保育所保育は、まず家庭養育の補完を目指すもの

である、補完(サプリメント)という語は、不十分な ところを補い全体として完全なものとすることを意味 しているが、アメリカ児童福祉連盟が、ソーシャル・ サービスの一形態として、よく使用しているものであ る. すなわち、それは両親が子どもの養育責任を十分 に果たし得ないときに提供されるものである. わが国 においては、「民法」「児童福祉法」の規定により、子 どもの養育の責任は第一義的には、親権者にあるとさ れているが、保育に欠ける状態により、それが十分に 行使できない場合には, 国・地方公共団体が親権者と 連帯的に、その欠ける状態に適切に対応した形での養 育補完を行う必要があり、具体的には、それが保育所 保育として行われるものである. このように、保育所 保育は、保育に欠ける状態から発生するニーズに対応 し, 家庭養育を補完するという児童福祉施設としての 役割を実践する必要があるわけである. | (24)

同じような解説は成田錠一らが著者となった他の 著書でも確認できる.

「この目標は、総則前文で示される「家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにする」という、児童福祉施設としての保育所保育の特性である養護の機能を具体化して示したものである。この家庭養育の補完とは、家庭で保護者とりわけ乳幼児の場合は母親により養育される生活を欠く、つまり保護され、世話をされる生活を欠くことへの補完のことである.」(25)

「こうした意味での保護、世話という保母の日々の養護的活動により、子どもの心に、この保母に頼っていていい、安心していていいという気持ち、感覚、つまり「情緒の安定」した状態をつくり、様々な活動への活力の源を育てることを大切にするという目標なのである.」 (26)

このように、保育の目標の1つ目に掲げられた目標「ア 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること」は、「家庭養育の補完」という文脈に位置づけられ、後述する教育活動の基盤的な意味も込められたのである.

(2) 受容

「受容」も平成2年「指針」で初めて使われた言葉である.

第1章総則「1保育の原理」「(2)保育の方法」 ア 個々の子どもの置かれている状態及び家庭,地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護、世話を行い、子どもが安定感と信頼感を持って活動できるようにすること。

増田まゆみ氏が保管している,「昭和 63 年 5 月 10 日 (火) 保育所保育指針検討小委員会議事概要 (第 11 回)」には,「保育所保育の基本性格(石井委員メモ)」が付けられている。おそらく石井哲夫が会議のために用意した発表資料と推察される。その一部を以下に記載する。

保育所保育の基本的性格 (石井委員メモ)

…保育に欠ける乳幼児の保育とは、単に母親の子どもに対する養育行動の平板なダイアグラムとしてとらえられるものではない。乳幼児が、現代社会に存在する人間として必要な成長、発達条件の整備を行うことである。(ということは、人間として必要な成長、発達条件に欠けている全体の点検を行う必要があると言いたい。)保育所への保育委託は、消極的には育児にかかわる経済的な援助から始まり、母子相互作用、家庭における精神的安定及び幼児教育までを含み、これらの保育の欠如に基づく行政措置の問題と考える。(保育委託にかかる行政の責任は、幼児教育以外に多くの内容を含んでいると考えるべきである。)

現代社会には、人口の都市集中化、核家族化、婦人労働の増加等の情勢変化が進み、乳幼児が 人間として育つ上に必要な安定した地域生活、 家庭生活、親子関係(特に母子)の欠如や希薄 化がもたらされている.

特に経済成長過程に認められた婦人の就労の増

加に伴い、その職業的自立意欲も高まってきている。その結果は、育児観の変化をもたらしている。すなわち、0歳児保育、延長保育、夜間保育、更には障害児保育という、以前では行われていなかった「我が子への手離し傾向」の増大という保育ニーズの多様化、多発となって現われてきている。

○保育に欠ける乳幼児の養育機関として,個 人個人のおかれている事態の理解を深め,乳 幼児のあるがままの状態を受容することにつ とめ,保育者との信頼関係の確立をはかるこ とである.

○保育所の保育は乳幼児と保育者との間に教育関係を求める以前に、家庭生活において親子の間で歪められたり、ホスピタリズム的状況におかれている問題性に対応することが肝要である.

○保育所に入所する乳幼児の示す問題性の改善をはかるのは、その歪められた転移や内閉的な問題への対処としてひたすら受け入れることと、その人間的な健康な心理的な働きを認めるために個別的で濃密なかかわりを心がけることである.

○保育所に求められる保育は、乳幼児を保育 所内において保育する他に、家庭との連絡を 密にして、乳幼児の二重生活や養育状況の一 貫性の欠如からくる過剰緊張やストレスの解 消を行うことが大切である.

この資料から石井は、当時の育児観の変容ぶりを「我が子への手離し傾向」と感じ取っていたことがうかがえる。それは、「従来の保育所保育の慣行的な対応では補い切れない、社会的に深刻な育児事情の変化」と映っていたのである⁽²⁷⁾。だから子どものあるがままの姿を「受容する」ことの重要性を主張した。

増田まゆみ氏は、ヒアリングで次のように話をされた. 「乳児保育に新しい区分ができて (筆者注;6か月未満児の区分)、そして何よりも子どもを受容するという、本当に根幹をなす考え方、これを石井哲夫先生がしっかりと提示された. ほかの先生ももちろん"受

容"に反対する先生は一人もいらっしゃらなかったけれども、石井先生は子どもを受容することを理論的にも、また実践的にもしっかりと提示なさったのです。 その結果、あの指針の根底に流れるものとなったのだと思います.」

「豊かな社会というのは、一方ではそうではない層を同時につくっていくわけです.保育所に入所する家庭イコール貧困家庭ではないことは当然です.実際の子どもをめぐる多様な家庭や社会の状況というものを的確に捉えるという意味では、私は石井先生の、表現として誤解された側面もあったかもしれません.しかし、しっかりと今の実態を把握した上で"受容"の大切さを強く意識して検討したのだと思います.」

「家庭養育の補完というのは補い、そして完全なものにするという意味になりますね.補うということは、実に多様な要素があるわけですね.一つ一つの課題を、"はい、こういうふうに対応します"でいいかというと、そうではない、ただ、ここでの補完の意味はこうあるべきだとか、一つの価値観の中に押し込めるという意味ではなかったと思います.」

増田氏の話と同調するように,石井哲夫は著書で次 のように述べている.

「保育所が親と協力して養護の責任を持たなければならないことになるわけで、親が無くても、あるいは不十分でも、子どもに満足な成長・発達を遂げさせなければならない時代になってきているのです。それだけに、ひとりひとりの子どもが異なった家庭事情を持ち込んできたり、異なった親の育児の経験を持ち込んでくることになり、これに対して保育所が、画一的に良い悪いを決めてしまうことが許されるものではありません.」(28)

増田氏によれば、昭和63年の第13回の会議と考えられるが、この時期の検討小委員会に「心の健康」と題する津守真の手書きのレジメが出されている。その資料には次のような一節がある。

4. 異質な者で構成される共同体としての保育 きまった枠の中にはいる子どもだけでなく、 異った生育背景を負った異質な子どもたちが集 まって一緒に生活するのが保育所であり、今後 その傾向は増大するであろう. (家族形態の変化,異文化の子どもの受けいれ,障害をもつ子どもの受けいれ等). 当然,従来の考え方からは,不健康で問題行動の多い子どもが増すことになる. 早くから,子どもたちが異質な子どもたちと一緒に生活しうる経験をすることが,これからの保育の課題となる(ルールの柔軟性,子ども相互の葛藤場面の保育,欧州におけるInterculturalismの運動,ecce 〇〇). 問題となる行動を不健康なものにとどめるか,健康なものとして発展させうるかは,保育の質にかかっている. (〇〇は筆者の判読不能による)

「家庭養育の補完」や「受容」というのは、保護者がいない間を子どもが保育所で保母と一緒に過ごすこと以上の特別な意味合いがあったのではないか.家族関係に何か事情を抱えていたり、保護者自身がわが子とどう関わってよいかわからないなど、それぞれの課題に対するそれぞれの支援や働きかけが必要と考えられた.実態に即しての家庭養育の補完には、こうした動的な意味合いと同時に、異質な者が集まることで生じる創造への期待が込められていたと思われるのである.「家庭養育の補完」には、増田氏も含め各委員自らの、乳児保育や障害児保育等の実践に裏付けられた強い思いと期待が込められていたといえる.

(3) "くつろいだ雰囲気"のもう一つの意味

昭和40年「指針」においては、「保育の目標」の中に「1 <u><つろいだふんい気</u>の中で、情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図ること.」、「2 じゅうぶんに養護のゆきとどいた環境のなかで、健康、安全など日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養うこと.」と示され、また「保育の環境」の中には「保育室が子どもにとって家庭的な親しみと<u><つろいだ気持ち</u>で活動できるよう努めることが必要である.」と書かれていた(下線はすべて筆者).

平成2年「指針」では、第1章総則の「保育の目標」の一つ目に「ア 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること」

が掲げられ、昭和 40 年「指針」の目標を統合する形で養護の目標が明示された。また「保育の環境」の中に「保育室は、子どもにとって家庭的な親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮する」とされた(下線はすべて筆者).

小委員会の委員(審議協力者)であった小林一は、昭和40年「指針」の2つの目標(1と2)について、「現実には、「心身の調和的発達を図る」及び「日常生活に必要な習慣や態度を養う」保育に力点をおきすぎて、「くつろいだふんい気のなかで情緒を安定させ」て「安定感をもってじゅうぶん活動できる」ことを目標とした保育がおろそかになっていたようです。このような点に気づいて小委員会は、検討の過程で、保育の目標のひとつを「十分に養護のゆきとどいた環境のもとにくつろいだ雰囲気のなかで情緒の安定をはかる.」としました.」(29)と説明している.

『保育所保育指針解説』(チャイルド本社,1990年)では、「できるだけ「自由」を与えること、つまり干渉や命令による保育をしない努力が必要である」(30)と説明があり、子どもに自由が与えられることによって自発性が発達するという考え方が述べられている。保母には、このような「くつろいだ雰囲気」を作り出す人として、何よりも子どもの立場に立って考え、子どもの気持ちを受容し、それに共感できる力、すなわち、「思いやり」が必要であり、心に「ゆとり」をもつことが求められている。「十分にゆきとどいた養護」は、そうした保母の「心の上でのゆきとどいた」ものとして説明された。

しかしながら、小委員会の委員長であった平井信義は、同書の「はじめに 改定の理念」の冒頭で次のように述べている.

「改定の理念を考えるに当たって、まず頭に浮かんでくるのは、保育を原点に戻そう―ということである.」 (31) 平井が「原点」というのは、倉橋惣三の主張した「自主性」の尊重であり、「遊び」の回復である.ここでの平井の認識には、「小学校化した保育所が増加した」という思いがあった (32).

「「くつろいだ雰囲気」とはどのような状況をいうのであろうか.一つには、これまでの保育には、保育者指導型の保育によって、子どもの情緒が不安定になる

状況が深められたが、それを改めることがあげられる. その点で、子ども一人一人の欲求をくみ、受容的な保母であることが望まれている. …また、施設の運営ということになると、子どもを管理する方向で保育が行われ、子どもは活動を拘束されたり、規則に従わないで叱責を受けたりして、情緒が不安定になることが少なくない.」 (33)

このように平井は「小学校化した保育所が増加した」という認識と合わせて、保育者が主導していく保育の弊害から、「情緒の安定」の必要性を論じていたのである.

この点について、増田まゆみ氏はヒアリングで次のように話をされた.

「平井先生が、"くつろいだ"とおっしゃるのは、幼稚園、保育所が限られた条件の中で、その中で子どもの育ちを強く願い、保育に取り組むと保育者主導にならざるを得ない状況というのもあるんですよね。

一方ではそうあるけれども、第一次改訂によってそうした保育者主導の保育から、子ども一人一人の子どもの主体性、そのためにはくつろいだ雰囲気、安心できる環境で、一人一人の子どもが自分でやりたいことはやっていいんだよ、言っていいんだよというような、子どもの主体性の尊重へと変わったのです。その基盤として、この"くつろいだ雰囲気"という言葉は重要であったと思っています。」

「保育所で一人一人の子どもが尊重され、愛情をたっぷり受け、自ら生活を創りだすためには、温かな保育者の見守りが重要なのです。そうした経験をしてきた子どもが小学校に入学すると、保育者主導でこれができます、これを知っていますという子どもよりも、より主体性を発揮するということを保育関係者、保護者、そして、教員が次第に認識していたのだと思います。次第に、単純に幼稚園卒園の子ども、保育所卒園の子ども、と分けずに、一人一人個性ある子どもとして見ていくということが、日本の社会の中で醸成されたのではないか。そういう意味で幼稚園教育要領と保育所保育指針が整合性をもって策定されるということは、とても意味のあることだと思います。」

大変興味深い証言である. 幼稚園教育の優位性のような考え方, 言い方を換えれば、幼稚園の子どもは家

庭的に恵まれているといった見方が当時の風潮にある中で、保育所も負けてはいられないといった教育面での対抗意識に似た力の入れ方があったのではないか、そういう目に見えない圧力が、子どもを管理的にまとめざるをえなかった可能性はある。一人で何人もの子どもを受け持ち、子どもがけがをしないように見なければならない現実もあったであろう。「くつろいだ雰囲気」は、そうした圧力から保育者を解放し、幼稚園と保育所の区別的な見方さえも改める契機となった可能性もあるといえよう。

4 「養護と教育の一体」と保育者

(1)機能論としての「養護と教育の一体」

昭和 40 年「指針」において使われた「養護と教育が一体となって」という表現は、「保育所における保育の特性」を示す言葉として、平成 2 年「指針」にそのまま引き継がれた。

『保育所保育指針解説』(チャイルド本社. 1990年)において,第1章総則の解説文を執筆した高城義太郎は次のように説明している.

「保育は、福祉の基本理念とされる子どもの生存と 発達の確保をめざして行う必要があるが、具現化に当 たっては、生存にかかわる養護及び発達にかかわる教 育の両視点からみて、機能が十分に発揮されるよう留 意することが大切である。その場合、養護としては、 保健・安全、心理面で十分に配慮された環境のもとで、 子どものさまざまな欲求に適切に対応しながら生命の 保持、情緒の安定を図ることが要点となる。また、教 育としては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎 を培う重要な時期であるため、適切な環境のもとで、 自己を十分に発揮しながら活動できるようにし、乳幼 児期にふさわしい体験(発達の課題、臨界期を考慮) を通して、健全な心身の発達を図ることが要点となる。

そして、保育所保育の特性は、その養護と教育が常に一体となって機能し、子どもの生活の安定を図るとともに、豊かな人間性の基礎が形成されるようにするところにあることを確認している.」(34)(下線は筆者)先述のように(本稿2(2))高城は、「第8回保育

元型のように (本倫2 (2)) 高城は、「第8回休育 を高める研究集会」の基調講演でも「保育は、これら 広義の養護と教育の機能を不可分離に常に一体的に機 能する」と説明していたとおり、「養護と教育が一体となって」は、まずは児童福祉施設としての機能の一体化を意味するものであるといえよう.

他の解説書でも、「保育所保育は、家庭養育の補完を行うため、子どもが安定した生活をおくるために必要な基礎的事項(生命の保持及び情緒の安定にかかわる事項)を得させるために機能する養護と生涯にわたる人間形成の基礎を培うように健全な心身の発達を図るために機能する教育が、常に一体的に行われるところにその特性があるものといえる」(下線は筆者)(35)と同じような説明がなされている。

当時の厚生省保育指導専門官であった杤尾勲は. 改 定の主なポイントの説明の一つに,「家庭から離れて 生活しているという観点から見れば、子どもに対する 養護的な関わりは、保育所保育の重要な役割の一つで あると言える. そのため、保育における養護的機能を 明確にするとともに、実際の保育において養護の意味 について保育者の意識を喚起するという意味も含め て,児童の生命の保持,情緒の安定にかかわる事項(基 礎的事項)を全年齢に示したこと」(36)を挙げている. 「養護と教育が一体となって」という保育所保育の特 性は、「従来と変わるものではなく、新しい保育指針 においても引き継がれている」⁽³⁷⁾ と述べていること から、厚生省としては、この意味が改定によって変更 された新しいものという認識ではなかったと考えられ る. 実際, 岡田正章が昭和40年「指針」の解説にお いて述べていた「養護と教育の一体」の説明とほとん ど変わっていない (38). しかし, 「保育者の意識を喚起 する」という表現には、「養護」概念への力の入れよ うがうかがえるのである.

ただ、機能論としては、成田錠一は、「一体」という言葉の受け止め方は違っていたようである.

「本質的には、養護と教育の関係は、「一体」という 言葉で表現されるものではなく、養護と教育は別の機 能であり、あくまでも養護は教育の基盤であるという 関係でとらえられなければならない.」 (39)

また、「基礎的事項」の「基礎」という意味についても、「ここで「基礎的」としているのは、保育に欠ける子どもの保育という保育所保育の内容としては、基本的に確保されるべき内容であり、教育を展開する

にあたってもその基礎となる内容という観点からこう 呼ぶことになったものです」 (40) と述べている.

先述のように、「養護」を割合論的に捉えることに 批判的であった成田は、「養護は教育の基盤」という 捉え方をしていた。それは、高城義太郎が、「指針」 の改訂にあたって、保育所における養護の機能に関連 してマズローの欲求階層説に言及していたことにも通 じるものがある (41).

(2) 保育者論としての「養護と教育の一体」

昭和 40 年「指針」において、すでに、養護の機能を保育所の役割の視点から捉えるか(岡田正章)、具体的な保母の行為レベルで捉えるか(平井信義)の違いがあったことは拙稿で言及した (42).

平成2年「指針」では、「養護と教育が一体となって」の養護の機能は、保育の内容の中に「基礎的事項」として、保母が適切に行う具体的な行為が明記された.いわば、保母は、児童福祉施設としての機能上の二つの役割を一身(一体)に実行する人、あるいは体現する人ということが明確になったのである.

『保育所保育指針解説』(フレーベル館. 1990年)の第1章は、質疑応答の形式で「指針」の作成に関わった3人(石井哲夫、岡田正章、平井信義)が説明する形をとっている.

そこで「「養護と教育が一体になって」とは具体的にどういうことですか.」という質問に対して、平井は、「乳児保育に実際に携わった保母であれば、具体的な世話のなかに教育的な配慮がなされていることを体験していると思います」 (43) と説明している. ここでも昭和 41 年の著書『保育所保育指針の展開と指導計画』(フレーベル館. 昭和 41 年)と同じように、ミルクや離乳食を与える時やおむつを替えるときの例が、自らの乳児院の勤務経験をもとに解説されている.

令和2年「指針」は、すべての年齢区分において基礎的事項が記載されたことから(見出しが付いたのは3歳以上児)、子どもの年齢に応じて、具体的な世話の中に教育的な配慮が組み込まれている、その一体を体現する保育者像がここにできたということである.

成田錠一の言を借りれば、「家庭養育の補完」とは、 家庭で保護者とりわけ乳幼児の場合は母親により養育 される生活を欠く、つまり保護され、世話をされる生活を欠くことへの補完のことである.

成田は、雑誌の対談で、「それ(健康・安全で情緒の安定した生活の保障)は、幼稚園でも求められているわけですよね、保育所でそれを取り出して、養護を強調するのはどうしてなんですか、」という質問に対して、「保育所がまず行なうべきことは、要するに、母親に代わって保育をしようというところですよね、そこで、お母さんがやってきたことや、お母さんと子どもとの生活の一番のエッセンスみたいなものを取り出してみよう、ということなんです」(44)と答えている.

平井信義は、「くつろいだ雰囲気」について、これは英語の"at home"に相当するものであり、気がねなく、自分の家庭のように生活できる雰囲気が大切だと述べている。併せて、「もっと大切なことは、子どもと保母との間の人間関係です。保母には母親代りという役割がありますから、母親に近い思いを子どもにかけることが大切で、そのような思いをもっている保母を、子どもは慕います」(45)と述べている。

高城義太郎は、講演で「保母がかける愛は親の愛とともに、乳幼児期の人間に対する信頼感をつくる上で最も基本的なものである」(46)と述べて、保母の言動の大切さを強調していた。ここでは、ハヴィガーストやエリクソンの発達課題の考え方に言及しつつ、乳児期には、保母の細やかで応答的な対応によって愛と信頼感を得て、安定感や存在感を確かなものとすることの意義を強調したのである。小委員会の委員であった鈴木政次郎も「保育の方法」について同じような説明を述べている。

「まず、もっとも基盤となることとしてあげられるのは、子どもを受容し子どもが安定感と信頼感を持って生活し活動できるようにすることです。保育所に入所してくる子どもは、家庭で保育できない状況にあるわけですが、その状況は様々であるために、個々の子どもの置かれている状態はいろいろ違っています。…それらを的確に把握して、まず、あるがままに温かく受け入れて、家庭でできない保育をカバーする適切な保護、世話(養護的活動)を行って、子どもが保母を心のよりどころとし、安心して生活し、活動できるようにしてやることです。子どもは、保母に認められ、受

け入れられているという安定感と信頼感を基盤にして, 徐々に自分を出して伸びていくことができます. | (47)

保育に欠けるがために必要となる保育所での「養護」には、子どもと保育者との情緒的な関係の成立、 とりわけ、安定感と信頼感が求められた。その核となる比喩的表現は「母親代わり」だったのである。

(3) 保母の資質と保母の努力

「養護」は、十分に養護のゆきとどいた環境をつくり、個々の子どもの欲求を適切に満たすという保育者の行為として明確化されたのであり、そこに子どもを気づかい、大切にしようとする保育者の思慮深さが求められることとなった。「指針」改訂の前から、成田錠一は、子どもはその子自身では解決できない「保育に欠ける」事情を背負って保育所にくるのだから、一人一人の子どものかかえる問題・課題に対してもっと敏感に対応しなければならないと考えていた (48). そのような個別的な対応の必要性を代表する言葉づかいが平成2年「指針」の「子どもを温かく受容し」であったと考えられる.

また、石井哲夫は次のように説明している.「保育者や保育所は、保護者や家庭とは異なって、人為的に努力しなければならない立場にあるのですから、ある意味では、保育者は保護者以上に子どもたちの幸せを願い、その生活の質的な向上に努めなければなりませんし、そうでなければ社会福祉の仕事とは言えないのです。特に保育所入所の乳幼児は、人生の出発点において、人間として必要な心身の発達の基礎ができる時期に保護者や家庭による保育を受けられない子どもであり、二重生活を余儀なくされているわけですから、それだけに子どもに加わる混乱や圧力も大きいものと考えなければなりません.したがって、子どもが成長する環境として、まず保育者と子どもとの関係が十分に安定していることが大切ですし、そのための保護や受容に心がけなければなりません.」(49)

平井信義は、子どもが保母を信頼するのは、自分の 気持ちを汲んでくれる保母、すなわち「思いやり」の ある保母だと述べている ⁽⁵⁰⁾. そのような保母によって、情緒が安定するのだから、保母は、子どもに慕われるように資質を高めなければならないという保母像

が描かれた.

諏訪きぬは、改訂の「指針」を次のように評価もしていた。

「改訂指針に改めて乳児保育を積極的に位置づけ直すにあたって、成田氏が、母子の親密な関係を保育者と子どもの親密な関係に置き換え、養護活動の重視という論理構成をもって、乳幼児の情緒を安定させ得る心理的拠点を形成し、そこをベースに子どもの主体的自発的活動を引き出し、子どもの発達を促そうとする主張は、必要悪論を乗り越えようとする意図を含むものとして評価できよう.」(51)

必要悪とは、望ましくないが必要であると思われていることであるが、ここでの諏訪の言葉づかいの背景には、当時3歳までは子どもを常時家庭で養育すべき、とくに母親によってなされるべきとする、いわゆる3歳児神話から、保育所を利用することについて罪悪感を抱かせるような風潮があったと思われる。この必要悪論を乗り越えるために保母(保育者)に大きな期待をかけると同時に、精神的・身体的負担を強いることになったのではないか、社会福祉の仕事とはそういう努力が必要なのだとする、石井の信念があったように思われるのである。

平井信義は次のように述べている.「乳幼児期の子どもたちが生活する保育所こそが,次の世代の子どもたちを育成する大きな責任を持っていると考えます.ひとりひとりの子どもに対するきめの細かい処遇がその地域の人々との結びつきになり,保育所において経験した好ましい人間関係が地域の人間関係の基盤になる,というような状況になってきていると言えるのではないでしょうか.家庭と保育所との二重生活の中にあっても、子どもたちが矛盾なく人間を信頼するようになり、母親も保育者もともに自分を育ててくれた重要な人間だと認識して、りっぱに育っていくような日が来ることが望ましいと思います.」(52)

平井は、相手が保護者(母親)であっても保育者であっても子どもが「矛盾なく人間を信頼する」という難しい課題を、子どもにも保育者にも投げかけたのである。

おわりに

平成2年「指針」における「養護」概念は、低年

齢児の保育希望の増加をはじめ、家庭での養育環境が 変容しつつある時代の流れを受けて、保育所の児童福 祉施設としての理念を再確認する必要性の中に位置づ けられたといえる。そこには、教育熱心な保育のあり 方に警鐘を鳴らす意味合いもあった。石井哲夫のこと ばを借りれば、保育所は「歪められている状態の子ど もがいたとしても」、十分に受け入れていく役割が求 められた。だから、人為的に努力して子どもに慕われ るように資質を高めていく保育者(保母)像が描かれ た。それは、子どもの人間としての存在感のある生活 の回復を期待したものだったのではないだろうか。

ここで使われた養護に関する目標や「生命の保持及び情緒の安定」は、これ以後の「指針」改訂(改定)でも継承されていくが、「家庭養育の補完」は平成20年の改定の際になくなった。「養護」概念及び「養護と教育の一体」の議論が、このあと時代とともにどのように変容したのか、しなかったのか、引き続き考察を行っていきたい。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、増田まゆみ先生(湘南ケアアンアドエデュケーション研究所所長)の貴重な資料を参照させていただくとともに、改訂当時のお話をたくさん聴かせていただきました。また社会福祉法人日本保育協会が保有する貴重な資料も参照させていただきました。ここに記して深謝申し上げます。

引用文献

- (1)「保育所保育指針の「養護」概念の考察(1) 一昭和40 (1965) 年「保育所保育指針」に焦点を当てて一」仁愛大学 研究紀要人間生活学部篇,第14号,令和5年3月
- (2) 石川昭義「保育所保育指針における「養護」概念をめぐる 考察」日本保育学会第74回大会ポスター発表 (P-A-2-2), 令和3年5月15日
- (3) 平井信義・高城義太郎・杤尾勲編著『保育所保育指針解 説』, チャイルド本社, 1990年, p.54
- (4)「当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申」昭和43年12月20日,中央児童福祉審議会,国立社会保障・人口問題研究所のWebサイト,日本社会保障資料IV (1980-2000),「社会福祉関係1980年以前」を参照(令和5年7月1日). https://www.ipes.go.ip/publication/i/shiryou/no.13/data/

https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/syakaifukushi1980 b.html

- (5)「当面推進すべき児童福祉対策について(中間答申)」昭和 48年11月17日、中央児童福祉審議会、参照は(4)と同じ
- (6)「「保育」と「教育」はどうあるべきか」昭和46年6月10 日,中央児童福祉審議会保育対策特別部会,参照は(4)と 同じ
- (7)「今後推進すべき児童福祉対策について」昭和49年11月 28日、中央児童福祉審議会、参照は(4)と同じ
- (8)「教育改革に関する第三次答申(抜粋)」昭和62年4月1日, 臨時教育審議会*引用は,全国保育協議会編『1987年版 保育年報〈特編―児童福祉法制定40周年によせて〉』,全国社会福祉協議会,昭和62年による
- (9) 厚生省「厚生福祉」3620号. 昭和62年10月14日, p.14 (10) 同上 p.11
- (11) 岡田正章「新保育所保育指針の要点―改訂の経緯と特性」,全国社会福祉協議会『保育の友』第38巻第7号, 1990年, p.58
- (12) 高城義太郎 「保育所保育指針の基本的考え方」,日本保育協会 『保育界』 1989年6月号,p.7
- (13) 同上p.7
- (14) 日本保育協会『保育界』1989年7月号, p.12
- (15) 同上p.14
- (16) 石井哲夫編著『新・保育所保育指針―理解のために―』, ひかりのくに, 1990年, p.30
- (17) 同上p.31
- (18) 成田錠一「養護機能を活動・内容に生かす―その1」、『現代保育』 37巻8号、1989年、p.32
- (19) 成田錠一「「養護内容の充実」の具体化」,『現代保育』37巻7号, 1989年, p.39
- (20) 諏訪きぬ「子どもの発達観と保育所保育指針」,平井信義,高城義太郎監修『新しい保育所保育指針と21世紀の保育展望その案と解説・実践のための研究・資料』(チャイルド本社,平成2年)所収,p.145
- (21) 成田錠一「「養護」と「教育」の考え方」同上『新しい保育保育指針と21世紀の保育展望』所収, p.78
- (22) 成田錠一「保育の原理をめぐって」,全国保育協議会編 『1985年版 保育年報〈特編―保育所保育指針の見直し〉』 (全国社会福祉協議会、昭和60年) 所収,p.76
- (23) 日本保育協会『保育界』1990年1月号, p.37
- (24) 前掲『保育所保育指針解説』, p.31
- (25) 国際子ども研究所編『改定保育所保育指針解説』,北大 路書房,1990年,p.13
- (26) 同上p.14
- (27) 石井哲夫「家庭, 地域社会との関係」. 前掲『新しい保育所保育指針と21世紀の保育展望』所収, pp.96-97
- (28) 前掲『新・保育所保育指針―理解のために―』, p.32
- (29) 小林一「改訂のポイントと保育の目標」. 前掲『新しい

保育所保育指針と21世紀の保育展望』所収, p.67

- (30) 前掲『保育所保育指針解説』, p.36
- (31) 同上p.3
- (32) 同上p.3
- (33) 同上pp.4-5
- (34) 同上pp.21-22
- (35) 日本保育協会編『保育所保育指針の解説』, 日本保育協会, 平成2年, p.32
- (36) 杤尾勲「保育所保育指針について」, 日本保育協会 『保育界』 1990年4月号, p.6
- (37) 同上p.7
- (38) 岡田正章「厚生省「保育所保育指針」の内容と解説」, 柴崎正行編『戦後保育史50年史第2巻 保育内容と方法の 研究』(日本図書センター, 2014年) 所収, p.295
- (39) 成田錠一「「養護内容の充実」の具体化」、『現代保育』37巻7号、1989年、p.39
- (40) 成田錠一「保育の内容構成の基本方針」, 平井信義監修 『新・保育所保育指針解説』(ひかりのくに, 1990年) 所収, p.27
- (41) 高城義太郎 [21世紀を目指す保育所保育の創造— [保育 指針] 改定の方向と要点」, [厚生福祉] 3871号, 1990年, p.2
- (42) 前掲 石川昭義「保育所保育指針の「養護」概念の考察(1)」、p.34
- (43) 石井哲夫・岡田正章・平井信義編著『保育所保育指針解説』, フレーベル館, 1990年, p.18
- (44)「座談会 保育所保育指針と幼稚園教育要領」,『保育研究』Vol.11, No.1, 建帛社, 1990年, p.11
- (45)(43)の『保育所保育指針解説』, p.23
- (46) 前掲 高城義太郎 「保育所保育指針の基本的考え方」, p.9
- (47) 鈴木政次郎「保育の方法」,前掲『新・保育所保育指針 解説』所収、pp.17-19
- (48) 成田錠一・中村孝監修 静岡県保育所連合会編『乳児保育マニュアル―保育所保育の実践のために―』, 北大路書房, 1985年, pp.20-21
- (49) 前掲『新・保育所保育指針―理解のために―』、p.25
- (50)(43)の『保育所保育指針解説』, p.83
- (51) 前掲 諏訪きぬ「子どもの発達観と保育所保育指針」, pp.145-146
- (52) 前掲『新・保育所保育指針―理解のために―』, p.34

参考文献

- 厚生省児童家庭局編『児童福祉三十年の歩み』(日本児童問題 調査会、昭和53年)
- 西村重稀 連載「保育所の歴史と保育所保育指針」, 日本保 育協会『保育界』, 令和4年5月・6月・7月号